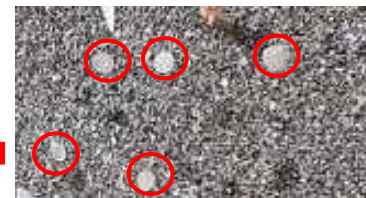


樹脂ペレットを使用等する事業者の皆様へ

世界的に問題となっている海洋プラスチック汚染に対応するため、樹脂ペレットの漏出防止に係る取組を進めています。

樹脂ペレットを使用等する事業者の方は、取組の推進にご協力をお願いします。

*立入検査時等に各取組事項について確認する場合があります。



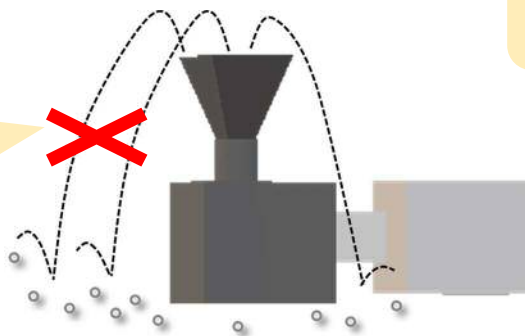
↑令和4年6月28日
東扇島東公園人工海浜にて
確認された樹脂ペレット



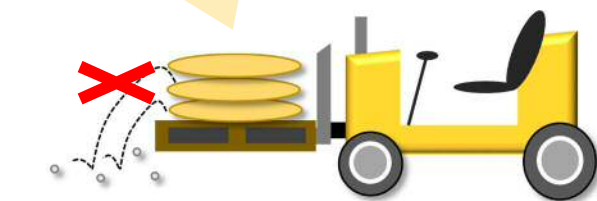
←赤丸の樹脂ペレット拡大写真

取組事項1 こぼれ対策と清掃の徹底

①原料投入時やフォークリフトでの運搬作業等には樹脂ペレットがこぼれることのないよう注意して作業を行う。



②こぼれた場合には速やかに清掃・捕集を行う。



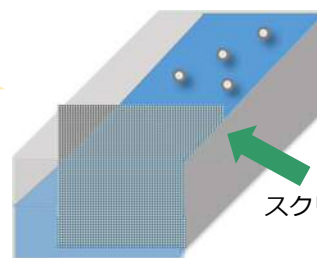
③使い残した樹脂ペレットの包装の口はしっかり塞ぐ。



取組事項2 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれがある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設置する。

- ◆具体的な設置事例は日本プラスチック工業連盟のホームページも参考にしてください。
URL : <http://www.jpif.gr.jp/9kankyo/kankyo.htm>



スクリーンの設置

取組事項3 管理体制の整備等

- 取組を徹底するため、作業管理マニュアルを策定し従業員教育を行う等、**管理体制を整備**する。
- 外部業者に**処理を委託する際は**、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することがないように、**適切な取扱方法について取り決めを行う。**

問合せ先等

- 川崎市環境局環境対策部環境対策推進課
発生源水質担当 ☎ 044(200)2521



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市